

浜岡原子力発電所 保安規定の変更認可申請について

平成 16 年 12 月 1 日

本日(平成16年12月1日)、原子炉等規制法(1)に基づき、国に保安規定(2)の変更認可申請を行いました。今後、国による審査を受けてまいります。

申請の概要は次のとおりです。

(1)組織改定に伴う変更

5号機の営業運転開始予定に合わせて、浜岡原子力総合事務所の組織改定を実施することとしており、この組織改定に伴い、保安に関する組織および業務分担を変更する。

(2)放射線管理区域(3)の変更

作業性等の向上のため、一部の管理区域について非管理区域に変更する。

(3)記載の適正化等に伴う変更

- 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。
- 2 原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。
- 3 原子力施設や放射線利用施設等で関係者以外の無用な放射線被ばくを防止するとともに、施設内で作業する人の被ばく管理を適正に行うため、放射線被ばくのおそれのある区域を他の一般区域から隔離した区域。

以上